

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本ペイントホールディングス株式会社			コード	4612
提出日	2021/3/9	異動（予定）日	2021/3/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	原 壽	社外取締役	○													○		有
2	筒井 高志	社外取締役	○										△					有
3	諸星 俊男	社外取締役	○													○		有
4	中村 昌義	社外取締役	○										△					有
5	三橋 優隆	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
6	肥塚 見春	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	原 壽氏は、40年以上の弁護士としてのキャリアを有し、多くのクロスボーダーのM&A取引に関与するとともに、さまざまな企業法務案件を手がけてきました。2011年にはChambers Partners社よりChambers Asia-Pacific Lifetime Achievement Awardを受賞する等クロスボーダーのM&A取引に携わる弁護士として高く評価されています。2018年3月に当社社外取締役に就任し、2020年3月の指名委員会等設置会社移行前は、指名諮問委員会委員長として、客観的な立場から次期社長の選定や取締役候補者の指名において重要な役割を果たしました。2020年3月の指名委員会等設置会社移行後も、指名委員会委員長として重要な職責を果たしています。こうした同氏の知見・経験が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。
2	筒井高志氏が過去に業務執行者であった野村證券株式会社は当社の主幹事証券会社ですが、同社の顧問を退任してから10年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	筒井高志氏は、長年にわたって野村證券株式会社に勤務し、株式会社ジャスダック証券取引所の代表取締役を務めた経験や株式会社LIXILグループにおいて経営陣の一員としてM&A・IR等を担当した経験があることから、グローバルな事業運営に関する豊富な経験や、少数株主の権利確保の必要性などコーポレート・ガバナンスに関する高い見識も有しています。2018年3月に当社社外取締役に就任し、2020年3月の指名委員会等設置会社移行前は、報酬諮問委員会委員長として、譲渡制限付株式報酬制度の導入など取締役の報酬制度改定に尽力しました。2020年3月の指名委員会等設置会社移行後も、報酬委員会委員長として重要な職責を果たしています。こうした同氏の知見・経験が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。
3	—	諸星俊男氏は、ITの専門家として40年以上のキャリアを有しており、また、我が国の代表的なグローバルエレクトロニクス企業である富士通株式会社の経営に参画し、複数のグローバル企業の日本代表を経て、2018年5月まで安川情報システム株式会社（現 株式会社YE DIGITAL）代表取締役社長として同社の経営にあたりました。2018年3月の当社社外取締役就任後は、IT専門家のバックグラウンドを有する同氏が、当社取締役会の構成に多様性を与え、議論の活性化に貢献しているとともに、ICT戦略を推進している当社において、今後も的確な助言が期待できます。2020年3月の指名委員会等設置会社移行後は、指名委員会及び監査委員会の委員として、その職責を果たしています。こうした同氏の知見・経験が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
4	中村昌義氏は、過去に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である三菱UFJ証券株式会社の業務執行者であり、同社を引き継いだ三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその兄弟会社である株式会社三菱UFJ銀行と当社は取引関係にあります。同氏が三菱UFJフィナンシャル・グループのすべての役職から退任してから既に10年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	中村昌義氏は、1984年以来、米国大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズ及びモルガン・スタンレー、並びに三菱UFJフィナンシャル・グループの中核証券会社である三菱UFJ証券株式会社において、M&Aアドバイザー業務及び資本市場からの資金調達の専門家として30年以上の豊富な実務経験を有しています。この間、同氏は、多数の大型のクロスボーダーのM&A取引を牽引し、日本企業のM&A取引を通じた事業の国際化にも貢献しました。長年にわたるM&A取引に関する経験により、内外のM&A取引に関する的確なリスクコントロール等の助言を通じて当社事業の発展への貢献が期待できます。2018年3月に当社社外取締役就任し、2020年3月の指名委員会等設置会社移行後は、筆頭独立社外取締役として独立社外取締役会議の議長を務め、独立社外取締役の意見を集約した上で、取締役会議長 兼 代表執行役社長又はその他の執行役に対して意見を伝え、客観的な立場から取締役会の議論活性化に貢献しています。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、その職責を果たしています。こうした同氏の知見・経験が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。
5	三橋優隆氏が過去に業務執行者であったPwCアドバイザー合同会社及びPwCあらた有限責任監査法人を含むPwC Japanグループとの間で、当社は、企業買収及び内部監査体制構築に係る支援を受ける等の取引関係にあります。また、三橋優隆氏は、当社取締役会の諮問機関として設置したガバナンス諮問委員会のアドバイザーを2019年12月31日まで務めました。しかしながら、当該取引の金額は、いずれも当社の「社外取締役の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	三橋優隆氏は、監査法人で公認会計士として会計監査並びにM&A関連業務に長年携わり多様な経験を積んだほか、コンサルティング・ファームの代表取締役としても活躍しました。同氏は2019年6月に当社ガバナンス諮問委員会のアドバイザーに就任し、2020年3月の指名委員会等設置会社への移行に向けた機構改革では、当社の取締役会に対して有益な助言を提供しました。更に、2020年3月の当社社外取締役就任後は、監査委員会委員長として、監査法人等における豊富な経験を活かして、当社のグローバル監査体制の確立に向けて取り組むなど、重要な職責を果たしています。こうした同氏の知見・経験が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。
6	—	肥塚見春氏は、株式会社高島屋の経営陣の一員として、長年、同社の経営に携わり、現在は日本郵政株式会社、南海電気鉄道株式会社の社外取締役の職を担っています。同氏は、2020年3月の当社社外取締役就任後は、多様な業界における経験を活かし、多角的かつ的確な助言を行うとともに、当社初の女性取締役として当社取締役会のダイバーシティの拡充に多大な貢献をしています。さらに、監査委員会の委員として、その職責を果たしています。こうした同氏の知見・経験が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。

4. 補足説明

当社は「社外役員の独立性判断基準」を定め、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」及び当社ホームページにて公開しております。
<https://www.nipponpaint-holdings.com/sustainability/governance/cg>

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。